平成２３年（フ）第３０７４号
横浜市港北区日吉本町１丁目24番５号　ドエル日吉401
破産者　田中　吉子
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０６号
横浜市金沢区並木２丁目７番２―305号
破産者　岡村　敏三
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０５号
神奈川県大和市西鶴間３丁目５番６―301号、開始決定時の住所神奈川県大和市上草柳６丁目７番19号
破産者　山下　雅広
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０６号
静岡県袋井市松原838番地の３
破産者　二俣　富雄
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
滋賀県大津市際川２丁目25―20　寿荘10号室、開始決定時の住所京都市山科区西野櫃川町74番地の25
破産者　桝井　啓補
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字清水146番地、旧住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名2216番地３　県住
破産者　元田しげみ
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１５号
山口県岩国市錦見８丁目29番10―203号
破産者　益成　　修
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１２３号
福井県丹生郡越前町高佐第33号45番地３
破産者　石井　　悟
１　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
２　一般調査期日　平成25年４月23日午前10時40分
平成25年２月21日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０６号
名古屋市中川区小本本町３丁目118番地
破産者　山森　良則
１　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
２　一般調査期日　平成25年５月21日午後１時40分
平成25年２月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２９５号
大阪府枚方市野村中町45番19号
破産者　上田　一夫
１　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
２　一般調査期日　平成25年４月22日午後３時30分
平成25年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８０号
札幌市中央区南13条西22丁目１番38―709号
破産者　株式会社中村水産
１　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
２　一般調査期日　平成25年４月24日午後３時
平成25年２月20日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１３号
大阪府東大阪市岩田町３―１―27　ライオンズマンション若江岩田902、住民票上の住所大阪府東大阪市花園本町２丁目12番15号
破産者　箕裏　一孝
１　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
２　一般調査期日　平成25年４月22日午後３時30分
平成25年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２９６０号
大阪市北区天満橋１丁目８番63号
破産者　アイマック株式会社
１　期日　平成25年３月26日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第６２３号
鹿児島県鹿児島市城山町２番８号
破産者　開成建設株式会社
異議申述期間　平成25年４月19日まで
平成25年２月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第８号
宮崎市広島２丁目12番17号東海第一ビル　10階
清算株式会社　ＰＩＴサンフェニックス株式会社
代表清算人　米徳　健一
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の弁済
⑴　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、会社資産の換価代金から必要な費用（公租公課、清算人報酬、特別清算手続に必要な費用等）を控除した残額を、各協定債権元本額（協定債権が出資に係る債権である場合は、出資額から、配当した額を控除した残額）に応じて按分して弁済する。
⑵　本協定に基づく弁済の履行地は、清算株式会社本店所在地（宮崎県宮崎市広島二丁目12番17号東海第一ビル10階）とする。
⑶　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　弁済後の協定債権残額の免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　新たに財産が発見された場合
第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権元本額（協定債権が出資に係る債権である場合は、出資額から、配当した額を控除した残額）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
宮崎地方裁判所民事部